

成年後見制度 専門相談会

「老後、頼れる身内がないので入院時などのことが心配」
「お金の管理、契約手続きが一人ではできない」
「悪徳商法の被害にあわないか心配」
「成年後見制度の申請方法が分からない」
「自分が亡くなった後の障がいのある子どものことが心配」

専門職相談員がご相談に応じます

【時間】 13時～16時、1人30分（要予約、無料）

【場所】 あいプラザ1階 社会福祉協議会相談室

開催日	相談員	申込受付
令和4年12月21日(水)	社会福祉士	11/1～
令和5年1月25日(水)	社会福祉士	12/1～
令和5年2月22日(水)	司法書士	1/4～

◇ 成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な方の「意思決定を支援する人（成年後見人等）」を家庭裁判所が選ぶことによって、本人の権利や財産を守ることがを目的とした、法に定められた制度です。

◇ お問い合わせ、お申込み先

廿日市市成年後見利用促進センター（廿日市市社会福祉協議会）

〒738-8512 廿日市市新宮1丁目13番1号

廿日市市総合健康福祉センター「山崎本社みんなのあいプラザ」3階

Tel (0829) 20-5176、Fax (0829) 20-1616

Email : kouken@hatsupy.jp

開設時間：平日午前9時から午後5時

（土日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く）